

令和6年から相続登記制度が変わります！

# 知っていますか？ 相続登記制度が新しくなりました

**Q1 法律が変わり、不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されると聞いたのですが、なぜですか？**

所有者が亡くなったのに相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主が分からず、**復旧・復興事業等や取引を進められない**といった問題が起きています。

この「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が、**令和3年4月、成立し、相続登記が義務化されました。**



**Q2 長期間、相続登記をしないままの不動産があるのですが、今すぐに登記をしないといけませんか？**

相続登記が義務化される制度は、**令和6年からスタート**する予定です。

また、相続登記の申請については、制度のスタートから**3年間の猶予期間**があります。



**Q3 相続登記をしない場合には罰則があると聞いたのですが、本当でしょうか？**

新しい制度では、**正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性**があります。

例えば、関係者が多くて必要な資料を集めるのが難しい場合などは、罰則の対象になりません。



## Q4 制度がスタートした後、不動産を相続したとしたら、どのような登記をすればよいでしょうか？

相続人の間で**遺産分割の話し合い**がととのった場合には、その結果を踏まえた登記をすることになります。

話し合いが難しいような場合は、ひとまず、今回新たに作られた**「相続人申告登記」**の手続をとることで、**義務を果たすこともできます。**

この手続は、自分が相続人であると申告して、それを示す戸籍を出せば、一人で行うことができます。  
(令和6年からスタート予定)



## Q5 不動産登記について、相続登記制度以外にどのような見直しがされていますか？

①所有名義人となっている**不動産の一覧**を、相続人等に証明する制度や、②登記簿上の**所有者の住所等**が変わった場合に、その申請登記を義務化する制度などが導入されます。

これらは、**令和8年4月までにスタートします。**



## Q6 相続登記について不明な点がある場合、どこに相談すればよいでしょうか？

**お近くの法務局や登記の専門家である司法書士会などにご相談ください。**

また、相続登記を推進する様々な取組を、法務省の専用ページで情報提供しています。



なくそう、  
所有者不明土地！



詳しくは、こちらの  
**法務省ホームページ**  
をご覧ください。▶

